

日立市プレミアム商品券 加盟店募集要項

1 趣 旨

本事業は、消費税・地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2 プレミアム商品券事業概要

- (1) 名 称 日立市プレミアム商品券
- (2) 実施機関 主催：日立市
協力：日立商工会議所、日立市十王商工会
- (3) 対 象 者 ① 令和元年度の市・県民税が課税されていないかた
ただし、課税されている方と生計を同一としている(扶養に入っている等)場合、生活保護等の受給者である場合等は除く。
② 平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれた子の世帯主
- (4) 発行内容 1セット5,000円分(500円券10枚綴り)を4,000円で販売
- (5) 購入上限額 対象者① 5セット20,000円(25,000円分)
対象者② 5セット20,000円(25,000円分)×子の数
- (6) 発行総数 134,000セット
- (7) 販売期間 令和元年9月17日(火)から令和2年2月28日(金)まで
- (8) 販売場所 日立市役所本庁及び各支所
※ 各支所窓口及び休日開庁日の販売は、令和元年12月27日(金)まで
- (9) 有効期間 令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)
※ 期間が経過した商品券は無効
- (10) 換金方法 加盟店は、市が指定する受付日に取次金融機関へ使用済み商品券を持込み、換金依頼書を提出してください。受付日から概ね2週間後に、加盟店が指定する口座へ振り込みます。
(換金方法の詳細は、加盟店説明会でご案内します。)

3 加盟店の参加資格

- (1) 市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を行わない事業者。
- (3) その他特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反するものを除き、業種は問わない。

※ 登録手数料、換金手数料は一切かかりません。

4 注意事項

- (1) プレミアム商品券には偽造防止策を講じているが、偽造券や不正に使用されたことが明らかな券の受け取りは拒否すること。偽造券や不正に使用された券の換金を行わない。
- (2) お客様に直接接する全ての従業員に対し、商品券取扱方法を説明していただき、クレームのないよう周知徹底を図ること。
- (3) 加盟店は商品券を持参したお客様に対し、令和2年3月31日(火)までに限り券面記載額相当の物品または役務の提供を行うこと。
- (4) プレミアム商品券は、ビール券・切手・はがき・宝くじ・印紙等換金性の高い商品券等や国・公共団体へ税金等の支払い、タバコの販売には使用できない。
- (5) プレミアム商品券で、事業決済資金としての流用や現金との引換えはできない。
(ICカード等へのチャージも不可)
- (6) プレミアム商品券の盗難・紛失・滅失等に関して実施機関は一切責任を負わない。
- (7) 売上金以上の商品券は受領しない。(釣銭は出さない)

5 責 務

加盟店は次の事項を遵守すること。

- (1) 禁止行為
 - ア 商品券の譲渡・売買・再利用
 - イ 商品仕入れ等への使用
 - ウ 直接換金
 - エ 偽造や不正使用
- (2) 商品券の盗難・紛失・滅失等は加盟店の責任となるので取り扱いは十分注意すること。
- (3) 商品券の偽造券や不正に使用されることが明らかな券の受け取りは拒否し、その際は速やかにその事実を実施機関に連絡すること。
- (4) 不正使用、違法行為があった場合は、直ちに返還請求等の措置を講じます。

6 問合わせ先 (実施機関)

日立市 商工振興課	TEL 050-5528-5104
日立商工会議所 商業観光課	TEL 0294-22-0128
日立市十王商工会	TEL 0294-39-2086